

平成 29 年 4 月 20 日
社 援 発 0 4 2 0 第 4 号

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
地 方 厚 生 (支) 局 長
関 係 団 体 の 長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

介護福祉士養成施設を卒業した者に対する資格取得の特例の取扱いについて

平成 29 年度から平成 33 年度までの間に介護福祉士養成施設を卒業した者に対する資格取得の特例については、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）第 5 条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号。以下「改正法」という。）附則第 6 条の 2 から第 6 条の 4 まで及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 168 号）第 3 条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 132 号。以下「改正省令」という。）附則第 2 条に定められたところであるが、その運用については次に示すとおりであるので、参考までに通知する。

記

1 介護等の業務の範囲

改正法附則第 6 条の 3 に定める介護等の業務の範囲については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長、児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 30 号厚生省社会局庶務課長、児童家庭局企画課長通知）に定める介護等の業務の範囲とする。

2 業務従事期間の計算方法

改正法附則第6条の2第1項の規定により介護福祉士となる資格を有する者(以下「特例対象者」という。)が行った介護福祉士の登録について、介護等の業務に従事した期間は、局長通知等に掲げる者として現に就労した日数により計算するものとし、局長通知等に掲げる者であった期間が要件該当日の属する年度の翌年度の4月1日から連続して1,825日以上であり、かつ、当該期間の中で介護等の業務に従事した期間が通算900日以上である場合に、改正法附則第6条の3に該当するものとし、これに満たない場合は、改正法附則第6条の2第2項により、特例対象者が行った介護福祉士の登録は5年経過日にその効力を失うものとする。

ただし、改正法附則第6条の4に定める育児休業等をした者については、5年に当該育児休業等の期間(当該期間が5年を超えるときは、5年)を加えて得た期間が経過するまでの間は、介護福祉士の登録は失効しない。

3 育児休業等の範囲

育児休業等の範囲については、改正法附則第6条の4及び改正省令附則第2条に定められているところであるが、災害、疾病その他やむを得ない理由による休業については、以下の場合が該当するものであること。

- ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業(産前産後休業)をした場合
- イ 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した場合
- ウ 事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業した場合
- エ 倒産若しくは事業所の廃止に伴う離職又は解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。)による離職をした場合
- オ その他、やむを得ない理由によるものと認められる場合(個別認定)

4 業務従事期間等の認定方法

介護等の業務に従事していたことの認定は、局長通知の別添2の3に定める方法により厚生労働大臣(指定登録機関に登録事務を行わせる場合にあっては、指定登録機関の長)が行う。この場合において、局長通知別記様式の「指定試験機関」は「指定登録機関」と読み替えるとともに、「就業期間」の期間内に改正法附則第6条の4に定める育児休業等の期間が含まれる場合は、それが分かるように当該期間を再掲で記載するものとする。

また、改正法附則第6条の4に定める育児休業等をしていたことの認定は、特例対象者が提出する使用者又は施設、事業所等の長が発行する証明書類その他当該休業を客観的に証明する書類に基づいて厚生労働大臣（指定登録機関に登録事務を行わせる場合にあっては、指定登録機関の長）が行う。